

別表第1（第3条関係）

加東市交際費支出基準額表

番号	区分	金額
1	弔慰	別表第2のとおり
2	見舞い	10,000円とする。病気等の見舞いは議員、役職員名簿等に基づき、本人の場合に行う。
3	御祝	10,000円以内とする。ただし、慣習等により特に必要と認められる場合は市長協議の上決定する。
4	懇談会費	10,000円以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は市長協議の上決定する。
5	会費	会議等の出席に要する費用は、定められた額とする。
6	賛助費	協賛費等の費用は、定められた額とする。
7	手土産	各種団体等関係者の来訪又は訪問に対する手土産は、市政推進への貢献度、接遇にあたる相手方の負担などを考慮して決定する。
8	その他	社会通念上、妥当と認められる範囲内での金額